

令和元年度 第2回 桐生市子ども・子育て会議の開催結果について（報告）

【日 時】 令和元年9月26日（木）午後2時00分から午後3時15分まで

【場 所】 桐生市役所 6階 605会議室

【出席者】 委員17名の内、14名が出席  
※過半数以上の委員が出席しているため、会議は成立

【あいさつ】 尾花会長

【議 事】

(1) 幼児教育・保育の無償化について

別添の資料1「幼児教育・保育の無償化」に基づき説明を行う。

《質疑応答》

委 員：先日の（無償化に関する）新聞記事では、県内35市町村の内、29市町村において、（保育料に加え）給食費（副食費）も無償になると書かれていたと思う。他市では、給食費が無償になるのに、桐生市では給食費の負担があるということだが、この差はどのようなところから来るのか？

事務局：（第3子以降の保育料無償化事業の説明を行う。）

他の市の状況をみても、第3子以降の補助という点では、県内12市においては、差は生じていない。また、給食費の中の副食費を、一部補助する県内の自治体もあるが、そんなに多くはない状況であると確認している。

委 員：私の勘違いのところもあったと思うが、第3子以降の補助というところでは、他の市と差が生じていないことが理解できた。

会 長：（今の件は）24日の上毛新聞の記事の件であると思う。邑楽町や渋川市の事例を説明。

事務局：国の制度として、第3子以降の保育料は無償である。ただし、国の制度の第3子のカウントの仕方については、保育園であれば3人が同時に入所していないと無償化の対象にならなかった。しかし、本市については、例えば、第1子が大学生（保護者の扶養）、第2子が高校生、第3子が保育園のお子さんであっても、第3子は無償化の対象となる。これは、市の単独事業として実施している。

委 員：資料1において、主食費と副食費（おかず代）に分けられているが、保護者側が請求される部分は給食費としか分からない。給食費の内訳について、

主食費と副食費がそれぞれいくらというのは、各園（施設）によって決められているのか。

事務局：（10月以降）主食費・副食費（おかず代）については、各園（施設）が実費徴収することになり、（給食等において）実際に掛かる費用を請求することになっている。なお、副食費については、国が4,500円と基準を定めている。各園（施設）では、給食費（主食費・副食費）の内訳については、把握していると思う。

また、本市においても、各園（施設）に対して、副食費に関して補助を行うことになるため、各園から報告を受けることになっている。

委員：各園において、市に対して、副食費がいくらかということ申告するということによいのか？

事務局：そのとおりである。市から各園（施設）に対して、確認することになる。いずれにしても、主食費・副食費の金額については、各園が定めた上で、保護者との契約の中でお金を支払っていただくという形になる。このため、入園時などにおいて、しっかりと保護者に説明しなければいけない内容だと考えている。

会長：私立保育園連盟の中では、副食費（おかず代）は、（約束事とまではしないが、）4,500円にしようという話は出ている。

委員：資料1を見ると、（保護者が）全体で支払うお金は減るが、（公立）幼稚園における給食費自体は増えるということか？

事務局：（公立）幼稚園の方については、現状で主食費と副食費を徴収されていると思う。このため、給食費において、負担が増えるということはない。

## （2）幼児教育・保育の無償化に伴う給食費（副食費）の実費徴収に係る補足給付事業の実施による桐生市子ども・子育て支援事業計画の改正について

別添の資料2「桐生市子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度の5か年計画）計画変更案」に基づき説明を行う。

### 《質疑応答》

- ・ 質疑応答なし

### 《議 決》

- ・ 反対の意見もなく、全出席委員の承認をいただく

- (3) 第2期 桐生市子ども・子育て支援事業計画策定方針（案）について  
別添の資料3「第2期 桐生市子ども・子育て支援事業計画の策定方針（案）  
について」に基づき説明を行う。

《質疑応答》

- 委員：（第2期計画について）かなりボリュームがある計画となるのではないかと感じている。次期の計画については、だいたい何ページくらいになることを想定しているのか？  
各委員についても、事前に第2期計画を確認させてもらうことになると思うので、確認させていただきたい。
- 事務局：現行の計画については、160ページ前後である。この現行の計画に、資料3のP3(4)①～⑤までの内容を新規で追加するため、その分が増えると考えている（170ページ前後を想定）。次回の会議においては、計画の素案の審議になるため、なるべく早く、各委員に事前送付できるように心掛けたい。

- (4) 第2期 桐生市子ども・子育て支援事業計画における教育・保育提供区域（案）  
について  
別添の資料4「第2期 桐生市子ども・子育て支援事業計画における教育・保育提供区域（案）について」に基づき説明を行う。

《質疑応答》

- ・ 質疑応答なし

《議 決》

- ・ 反対の意見もなく、全出席委員の承認をいただく

- (5) 第2期 桐生市子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」について  
別添の資料5「第2期 桐生市子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」について」に基づき説明を行う。

《質疑応答》

- 委員：資料5のP-6にある子育て短期支援事業についてであるが、ニーズ調査結果に基づく計画値が全て「0」となっている。このような事業については、次期計画では実施しないということになるのか。
- 事務局：この子育て短期支援事業については、一時的に育児が困難になってしまっ

た人が利用する。緊急避難的に使用する人などが対象である。このため、預ける場所を確保しておくことが大事なことである。今後も一定程度、確保しておくことが必要であると考えているため、事業自体を実施しないということはない。

(6) その他

- ・事務局が、会議出席に係る報酬の支払日について連絡を行う。
- ・事務局が、次回の会議開催予定日が、令和元年11月中旬～下旬の説明を行う。
- ・事務局が、委員の改選に関する説明を行う。

以 上